

平成 2 7 年度第 3 回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 2 7 年 6 月 2 3 日（火）

午後 3 時から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 田上侑司 木元武一 吉川豊 山内まり子 中川和夫

（事務局）総務部長 渡部敏明

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 木口正和

総務部総務課情報公開・法務担当主任主事 西村かおり

総務部総務課情報公開・法務担当主事 戸田美菜

企画政策部政策研究担当課長 井内雅妃

企画政策部企画課主査 渋谷尚希

欠席者：（委員）前田俊房 白石英行

1 開会

○総務課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

平成27年度第3回の審議会を開会いたします。開会に当たりまして、最初に、審議会委員の交代についてご案内いたします。区議会の渡辺委員から委員を辞退したいとの申し出がありまして、平成27年5月29日に辞任届を受理いたしました。そこで、区議会から推薦いただきました白石英行議長に残りの任期について委員の就任を依頼しまして、6月5日にご本人から承諾書をいただきました。なお、本日は、その白石委員と前田委員が欠席でございます。本日の審議会は審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、前回に引き続きまして、諮問第1号の「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」審議していただく予定でございます。

それでは、諮問第1号に入らせていただきます。進行を内山会長にお願いいたします。

○内山会長 それでは、27年度第3回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催いたします。

先ほどご案内いただいたとおり、諮問第1号「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」、本日が3回目継続審議とさせていただいてございますが、3回目の審議期日となります。このことについて、さらに引き続いてご審議をいただきます。

まず、このことについてお手元に資料等があると思いますが、その資料の確認等をお願いしたいと思いますけれども。

○総務課長 それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。資料は、あらかじめ郵送させていただいておりますものが資料第22号と資料第23号でございます。本日、席上に平成27年度第3回審議会資料一覧の差しかえと、それから、資料第22号、これについては一部誤植がありましたので差しかえさせていただきます。

それから、資料第23号の6ページ、これについては後ほど説明しますが、本日席上のものと差しかえをお願いします。それから、新たに今日配付する資料といたしまして、資料第22-2号、番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の概要、それから、資料第22-3号、個人番号カードについての資料です。お手元の本日席上で配付しました資料でございます。

以上が本日の協議のための資料でございますが、よろしいでしょうか。

○内山会長 それでは、お気づきの点があれば、議事の途中でもまたご指摘をいただければ用意はしていただけたと思いますので、このまま議事を進行させていただきます。

2 議事

○総務課長 それでは、まず初めに、資料第22号、こちらからご説明申し上げます。

1ページをごらんください。資料第22号は、「社会保障・税番号制度に係る条例について」として、マイナンバー制度導入に伴い、自治体における新しい取り組みとそれに関連する条例をまとめたものがこの資料になっております。

新しい取り組みとして2つありまして、1点目は、個人番号の利用です。これは、番号法第9条別表1に定められた事務につきまして、平成28年1月以降、本区を初め全国の行政機関等の手続において個人番号を利用してまいります。あわせて、各自治体で独自の事務においても個人番号を利用します。

このように、自治体が個人番号を利用するに当たり、個人番号や個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報の保護のための措置を定めるものが現在諮問事項としてご審議いただいている右側の①の個人情報の保護に関する条例の改正でございます。

また、番号法で定められました事務以外の事務において、本区が独自に個人番号を利用することや、番号法で定められた事務で個人番号を利用する際に自治体内で他の部署から個人番号を取得して利用すること、いわゆる庁内連携を定めるものが②の個人番号の利用に関する条例

でございます。

こちらについては、現在、本区においては、独自に個人番号を利用する事務、独自に利用の事務は、後でご説明しますが、3つの事務を想定しております。また、庁内連携についても後ほどご説明申し上げます。また、法定事務としまして、番号法第19条別表第2において情報提供者と情報照会者がともに市町村と規定されている事務を想定しております。こちらについては、後ほど担当の課長から詳しく説明申し上げます。

2点目として、個人番号カードの独自利用でございます。前回までの審議会でも議論がなされました図書館の利用カードとしての利用等、地域住民の利便性の向上に資するものとして個人番号カードを利用するものでございます。

こちらについて、すみません、本日席上でお配りしました資料第22-3号というものをお開きください。これは、今年の10月に個人番号が記載された通知カードが全国民に配られますが、この個人番号カードは来年の1月から本人の申請によって交付されます。個人番号カードは本人確認の措置等に利用することとされており、氏名、住所等のほか本人の顔写真が記録されますので、前回議論になりました印鑑登録カードとは異なり、なりすまし等防止になると考えております。

また、仮に図書館の貸し出しカード等独自の事務で利用された場合でも、個人番号カードにプライバシー性の高い個人情報記憶されないこととなっております。

それでは、個人番号利用に関する条例につきまして、担当の井内企画政策部政策研究担当課長からご説明申し上げます。

では、お願いします。

○政策研究担当課長 政策研究担当課長の井内でございます。よろしく願いいたします。座ってご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料第22-2号ということでございます。番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の概要についてということでございます。こちらの中で、今の時点で本区といたしまして検討しておるところについてご報告をさせていただきます。

番号法の第9条2項に基づきまして、本区において個人番号を利用する事務といたしましては、1番の独自利用事務、それから、2番の庁内連携がございます。

まず、1番の独自利用事務でございますが、本区においては各所管課のほうに番号を利用した活用についてということで意向調査をかけましてヒアリング等々を行ってまいりましたが、

その結果といたしまして、こちらに書いてあります3事務について番号の独自利用をしたいという意向がございました。

企画課としましてもヒアリングの中でその必要性ですとか状況のほうを確認いたしまして、この①から③に挙げてある事務については番号を使った事務を行っていくということを現在のところ想定しております。

こちらの理由といたしましては、この3事務とも法定（別表1）で定められております、番号を使わなければならない事務と一体で区において行っている事務ということでございます。

続きまして、2番の庁内連携事務についてでございます。こちらは、(1)独自利用事務については、①から③ということで具体的な事務内容等を記載させていただいております。

必要な特定個人情報、一体的に行う別表第1の事務ということで、先ほど申し上げましたが、例えば、①番の文京区児童育成手当条例施行規則に基づく手当の支給事務で説明させていただきますと、一体的に行う別表第1の事務としては、別表第1の37の項にございます、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務、こちらと一体で処理をさせていただいておりますので、こちらについては区の独自の事務ではありますが、マイナンバーを使った形をとっていくということでございます。その際に必要な特定個人情報としては、税情報のほうを参照していくということでございます。

それから、②のひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に基づく医療費の助成事務でございますが、こちらも同様でございます、別表第1の37の項に定められております、児童扶養手当の支給に関する事務と一体で実施しておる事務ということでございます。こちらの必要な特定個人情報のところに税、生保というふうに書いてありますが、このほか、母子生活支援施設にお入りになっている場合につきましては、その母子生活支援施設の保護の実施に関する情報についても必要な特定個人情報ということで見てございます。

それから、③でございますが、こちらは後期高齢者の医療被保険者葬祭給付金の支給事務でございます。こちらについても、法の別表のほうでは、高齢者の医療の確保に関する法律による医療給付の支給または保険料の徴収ということで規定はされておりますが、本区におきましては、この事務と一体としてこちらの具体的な事務内容のところも行っておりますので、こちらについては独自利用となります。

なお、すみません、こちら1点訂正がございまして、ここの必要な特定個人情報のところが今バーになっていますが、こちらについては住民票の関係情報ということで、そちらを参照するというので1点ご訂正をお願いできればと思っております。

裏面におめくりいただきまして、法定事務でございます。番号法の別表第2の2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって、自らが保有するものを利用するというので、ここは法定に定められております別表の中で庁内連携をする事務の例ということで掲げてございます。

例えば、例1といたしましては、先ほども独自利用のところでも触れましたが、児童扶養手当の受給資格及びその額の認定請求に係る審査というような事務が法定で定まっておりますが、こちらについて本区が所有する地方税関係情報、それから、住民票関係情報を利用する、相互に庁内連携する。

例えば、もう一つの例で見ますと、介護保険料の徴収猶予ですとか減額免除、個別減額をする際に地方税関係情報、住民票関係情報というのを庁内連携するというので、この別表に定めている範囲の中でそういった情報の庁内連携を行っていくということで、例示として書かせていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○総務課長 すみません、ここで資料第22号に関するところで一応区切りたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○内山会長 説明はいただいたので、今までいただいた、今日初めてお目にかけるものも含めてご質問等があれば質問していただいてさらに審議を進めさせていただきますが、この段階でこのことについて何かということがあればご質問してくださいませ。

はい、どうぞ。

○総務部長 1点だけ、前回の私の発言で訂正をさせていただきたいところがありまして、前回のときに、役所の中でマイナンバーをキーワードにして情報をやりとりしなければならない事務というのはほとんどないだろうと、今も役所の中ではご本人の同意を得たり、あるいは、法令に従って個人情報の目的外利用というのは行われているわけなものですから、マイナンバーが出たからといってわざわざマイナンバーを使ってやりとりしなければならない事務はほとんどないと聞いていますと、そのように発言をさせていただきました。

それ自体は間違っていないんですけども、マイナンバーを使わないで役所の中で情報のやりとりをしたとしても、例えば、税の情報なら税の情報をもらったセクションで、もともと自分のところで持っているマイナンバーとひもづけて情報を管理するといった場合には、その場合には独自条例で定めなさいということが国のQ&Aの中に示されておりましたので、前回、私はマイナンバーを使わなければ条例化は必要ではないという認識で発言してしまったんです

が、その点は、条例化は必要であるということで、すみませんが訂正をさせていただきます。

○内山会長 事務を精査すると、正確に説明するとそのようなこととして説明していただくということでした。ご了解いただけたらと思います。

それから、1点、資料第22-2号のイメージということ、これはまだ条例が制定されているわけではないでしょうから、これから議会に提案をして可決してから公布され、施行されてというふうなことを前提の上だと思いますけれども、例えば、独自利用事務、最後の法定事務のほうは当然にできるということですから条例の整備は必要としないでしょうけれども、条例を整備した上でマイナンバーを利用するというふうな事務が、今はこういうことが想定されているということでご説明をいただきましたが、もう一つは、さらに他の事務が加わるというふうなことも将来はあり得ることだとは思いますが、そのような際の当審議会との関係でございまして、条例を個別に提案をしたり、制定するというときに審議会との関係はどうか、要するに、審議会に意見を聞くというふうな手続があるのかどうかということだけちょっと伺っておきたいと思いますが。

○総務部長 独自条例は、文京区としてマイナンバーを独自に使う場合のことかと思っておりますけれども、その部分については、何にマイナンバーを使うかというところは政策的に判断をさせていただいて、審議会のほうにはこういうことで新たに独自条例をつくりました、あるいは、追加をしましたということでご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○内山会長 ということで、個別の条例が、今はこのようなことが考えられている、将来さらに、慎重な議会での審議の上で制定されることではありますけれども、さらにほかの条例も制定されるということも想定された上で、まずは今日の条例に関してご審議をいただくことについてご意見をいただくということが前提となるということでございますので、ご承知おきをくださいということでございます。

それでは、説明をいただいた資料についての質疑はこの程度ということにさせていただきます、さらに次に進めさせていただきますが、今度は資料第23号のことになるのかな。

○総務課長 すみません、ここで政策研究担当課長は退席させていただきます。

○内山会長 ご苦労さまでした。

○政策研究担当課長 退席させていただきます。

○総務課長 それでは、続きまして、3ページの資料第23号、こちらでございまして、今回の諮問事項に対する答申の案文でございまして。前回、第2回の審議会で配付させていただきました資料第17号をもとにこれまでの議論の結果を踏まえて作成をいたしております。

それでは、最初に答申案文の読み上げをしたいと思います。

答申。平成27年4月24日付27文総総第108号による平成27年度諮問第1号「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」について、下記のとおり答申します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の制定に伴い、社会保障・税番号制度が導入されることを背景に、当審議会においては、平成27年4月に「社会保障・税番号制度導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」区長から諮問を受けました。

番号法において、個人番号や特定個人情報について、従来の個人情報よりも厳しい保護措置を講じていることを踏まえると、特定個人情報の取扱いについては、行政として慎重に対応するとともに、文京区の個人情報保護に関する条例について、番号法第31条に基づいた規定整備を行う等の適切な措置を講ずることが求められます。

そこで、当審議会において番号法の趣旨や文京区の個人情報保護制度の現状を勘案し、3回にわたる審議を行いましたので、諮問事項について、別紙のとおり答申します。

文京区においては、本答申の趣旨を踏まえ、現行の文京区個人情報の保護に関する条例の改正等必要な措置を速やかに講じるとともに、今後の番号法や個人情報保護法の動向を見据えた上で、特定個人情報を含めた個人情報保護制度のより一層適切な運用を図っていくことを期待します。

まず、3ページについてでございますが、特定個人情報の取扱いについて一定のリスクがあることから、特定個人情報の取扱いについては、行政として慎重に対応するとともに適切な措置を講ずることが求められますとしております。

また、今後、番号制度については、利用範囲の拡大等さまざまな議論がなされているとともに、あわせて、個人情報保護法の改正も国会で議論されていることから、今後の番号法や個人情報保護法の動向を見据えた上で、特定個人情報を含めた個人情報保護制度のより一層適切な運用を図っていくことを期待しますとしております。

なお、条例の整備方法については、新規制定ではなく改正といたしております。

次に、別紙のほうにまいります。

○内山会長 ちょっと待ってください。今ご説明いただいた答申案文、本文のことだけについてまずはご確認をいただきたいと思いますが、答申の内容自体はこれから個別に説明をしていただく内容に別紙にわたってご審議をいただいて、その中のご意見をいただくということにいたしますけれども、中身自体はその別紙の中にありますので、まずはこのような形を、

最初の表紙をつけた上で実質的な中身をご審議いただくということでございますので、答申の案文のご審議の方法につきましては、まずこのような形を表につけた上で別紙をつけさせていただいて、別紙の各個別で定義、意見を付してある部分について、個別に委員の皆様方のご意見を一つ一つ聞きながら確定をさせていただきます。

最後にここに記されていること以外のことでも結構ですから、総体として何かご発言していただくことがあればそれも含めてご発言いただくということで、再度、最初に戻りまして、この諮問第23号の表書きに書いてある3ページの諮問とすることによってさせていただきますということにさせていただきます。よろしく申し上げますということです。

ということで、3ページ以下の部分についてご説明をいたしましょうか。

○総務課長 それでは、別紙のほうに移ります。

まず、5ページの1の定義の追加については、前回、資料第17号から個人情報の定義の違いの説明箇所、これは番号法と区条例における定義の違いということでわかりやすく説明した部分でございますが、そこを省略しているものでございます。これが1番の定義の追加のご説明でございます。

あと、説明の部分については特に大きく変更しておりません。以上が1番の定義の追加でございます。

○内山会長 ここは、要するに、それぞれの定義をすることだけでございますので、それぞれ必要な言葉、用法について定義をさせていただきます。それは、そうでないと条例が成り立ちませんからということでございます。このことについては、名前をつけると、付すということだけでございますから、よろしいでしょうかということでございます。

それでは、このことにつきましては、定義の追加をここに記されているとおり、特定個人情報、保有特定個人情報、情報提供等記録の定義を追加した上で、それぞれについて所要の手続等をさらに以下の条文で規定をするという形になろうかと思っておりますので。定義の追加については、この提案されている案文をもって答申の内容とさせていただきますことにいたします。

続きまして、第2項についてお願いいたします。

○総務課長 2の特定個人情報の目的外利用の制限でございます。現在の個人情報と同様に、目的外利用をした際に審議会のほうに報告するという旨を前回の17号の資料に加筆をしたというところでございます。以上が前回の資料との違いでございます。

説明は以上です。

○内山会長 これも、要するに、2の四角で囲まれた中に書かれていることですがけれども、目

的外利用ができる場合を、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、かつ、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限定をする。同意を得ることができる場合には必ず同意を必要とする。同意がもらえないような状況が設定されている場合には、それは同意がもらえないけれども、限定的にその目的外利用ができるということとしたい。

なおかつ、情報提供等記録のみ目的外利用は認めないということとして制定してはいかがかということでございます。

前回までにご審議いただいたことですが、このことについてはよろしいということでしょうか、ご意見があればということですが、よろしいでしょうか。

本人の同意を得ることが困難であると、それは、困難であれば同意を得られない、しかし、個人情報を利用する必要があるという場合だと思えますけれども、困難である場合ということについての例示は何かお考えなんでしょうか。行政庁のほうで困難かどうかの判断を独自にして、あらゆることについて困難だといって利用してしまうということがないかどうかということを知っているんですけれども。

○総務部長 所在不明の場合とかで本人の財産の保護ですかね。あとは、事故で意識不明の状態にある方に対して緊急な治療を行うに際して個人番号が必要になるような場合等が一応想定されております。ですから、ここは極めて限定的に、今会長がおっしゃったように、本人の同意をとるのが原則であるというふうに考えております。

○内山会長 その前に、本人の同意があるかどうかの前に、人の生命、身体、財産保護のために必要があるという目的制限もかかっていますから、このような場合には、無限定に本人の同意を得ることが困難だという判断は恐らくしないでしょうというふうなことだと思いますので、これも答申どおりということではよろしいかどうかですが、どうぞご意見おっしゃってください。

○吉川委員 前にも質問して恐縮なんですけれども、人の生命、身体という言い方で、この「人」については他人は含まないんだというようなお答えがあったと思います。これは、番号法の29条にそういうふうに書かれていますということなので、書き方としてはこういう表現になるんでしょうけれども、ぱっと見たときに、いわゆる住民だとか国民だとかの生命、身体、財産保護のため、ちょっと具体的にどういうケースがって今言えませんが、そういうふうには読み取れないこともないですね。

ですから、もし、その「人」というのが他人を含まないのであれば、法律のことなんで私もよくわからない部分がありますけれども、「人」という言い方じゃなくても、まさに本人とい

う言い方で書いてもいいのかなというようなことを単純に思ったところなんですけれども、それについていかがかなと、どうお考えかお知らせいただければと思うんですけれども。

○総務部長 文京区の個人情報保護条例の、個人情報についての目的外利用の制限の条文を見ますと、個人の生命、健康または財産に対する危険を避けるためにというような表現になっていますので、実際に条文にするときには、ここは多分「個人の」という形になるかなというふうに思っています、後段で本人の同意が必要か、あるいは、本人の同意を得ることが難しいというふうに書きますので、あくまでもご本人の生命、身体、財産保護のために必要があるというふうに読めるような形には条文のほうは書き込みたいというふうには思っております。

○吉川委員 じゃ、その書き方は変わるということですね。「人の」と書かないということですね。「個人の」というふうに。

○総務部長 今の書きぶりとの整合性ということも考えないといけないと思いますので、確約まではいけないんですけれども、「個人の」という形になろうかと思えます。

○吉川委員 私が申し上げているのは、要するに、いわゆる公共の福祉みたいな観点でその番号が利用されるみたいなことがないということでもいいんでしょうかというような……

○総務部長 今の普通の個人情報での目的外利用ですと、区民の福祉の向上を図るため法令等の定めに基づき適正に業務を執行するときというような規定もあるんですけれども、特定個人情報についてはこれしかありませんので、吉川委員のおっしゃるようなちょっと幅広に適用するということは考えられないと思います。

○内山会長 例えば、想定するのは、ご本人が意思を発言できないような状態、危篤のときですとか、何らかの精神、判断能力を失っているような場合、痴ほう症ですとかそういうような病気にかかっていたりする精神状況のときには本人の意思が確認できなくなりますけれども、そのときも、税金は関係あるかどうか、社会保障の関係で給付をするというようなときに必要となるというふうなことが、具体的な事務は承知していないのでわかりませんが、その例示が正しいかどうかはわかりませんが、いずれにしても、本人の意思が確認できないときというのは、例えば、そういうときはできないけれども、本人の生命、身体、財産を保護するために必要だという場合には利用できるというふうなそういう理解だと思っておりますので、余り拡大解釈は恐らくしないというのが今の総務部長さんのご見解ですし、将来、そのことはそのような中で進められるんじゃないかと思えます。

仮に拡大解釈して利用したと、そんなことはあり得ないと思いますけれども、あったとすると、それは違法な利用の仕方だということで何らかの強制がされるということになると思いま

すけれども。

○総務部長 前回のときの会議の資料にはありませんでしたけれども、今回は（２）の上のところになお書きということで追加したんですけれども、こういった形で、目的外利用したときにはこちらの審議会のほうにこういうことで目的外利用しましたということはご報告させていただきたいというふうに考えております。

○内山会長 事前にあらゆる場合が想定できないということを前提としますと、利用したことについて審議会に報告するという形で行政の内部だけのこととして秘密裡にやるわけではないということを制度的には保障しているということのようでございます。

ほかにこのことについてご意見等がございますでしょうか。ご質問はいただきましたけれども、回答いただいたことでご了承いただいたといいますか、承諾を、このような答申文でよろしいかどうかということですが、答申文について何か修正をする必要があるかどうかということがあればおっしゃっていただけます。

それでは、このことについてもご質問いただいてご回答いただいた趣旨で運用、条例等の制定が行われるということが前提ではございますが、答申案文の第２項につきましてもこのとおりということで答申をするということとして一応は決定をさせていただきます。

続きまして、第３項についてお願いいたします。

○総務課長 ３番目は提供の制限ということになりますが、こちらについては、本日席上に配付しております差しかえの分ですね、そちらの６ページ、１枚ペラを足しておりますが、そのところに差しかえがございます。

こちらにつきましては、番号法の第１９条の第１３号、こちらについては、お手元、もしよろしければこちらのファイルの資料、緑のファイルの８ページ、こちらが提供の制限に係るものです。こちらの……

○内山会長 何ページですって。

○総務課長 ８ページです。８ページの第１９条、こちらについてでございますが、これの第１３号、１０ページのほうに１３号とあります。こちら、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるときであり、目的外利用ができる場合と同様に緊急事態における提供というものでございます。

こちらについては、実施機関の裁量の余地があるということで審議会に報告する必要があるとしたものでございます。なお、第１３号以外については、今、番号法の中に１番から１２番、また、１４番とありますが、そちらについては、例えば、区市町村が地方税の徴収という個人番号

利用事務を処理するために個人番号関係事務を処理する給与支払者に対して特定個人情報を提供する場合など個人番号を利用する事務処理を進める上で番号法上必要と認められるものでございますので、これは法で決まっているということで、審議会への報告は不要としているところでございます。

なお、提供の制限についてのこの四角の中に書いてある「特定個人情報の提供は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、一切認めない。」ということなので、そのことをこのまま条例上も生かしていくということでございます。

説明は以上です。

○内山会長 要するに、法律で定められた提供ができる場合以外は条例で個別に提供ができるというようなことの制度は設けないという趣旨ですから、拡大をしないということで、法律で定められたことについては法律の規定がそのまま解釈されるということでございますから、ここは拡大利用するということを適切とはしないと、あらかじめそのようなことを用意はしないということでございます。

法律が改正されてさらに利用が拡大するというのも、番号法の場合は何かいろいろな制度に使うということが今からいろいろな報道の中でされていますので、将来的には法律の中で拡大されるということはあるかもしれませんが、少なくとも文京区の条例の中では、当初の条例の中では拡大利用については規定を設けないということのようでございます。

よろしければ、そのような形にさせていただきたい。要するに、それこそこれは文京区のほうで困らないのかというだけのことで、それでよろしかろうということのようでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、この3項についてもこのような形で拡大された利用方法は想定しないということで、3項はこのようなこととして答申をするということとして決定をさせていただきます。

次に、第4項。

○総務課長 4項は開示等の請求でございます。前回の審議会におきまして、任意代理人制度についてさまざまなご意見をいただいたところでございます。そういったことを踏まえて、現状の個人情報の保護条例における規定につきましては現在の規定を維持すると、任意代理人について特に拡大ということではないというふうにご意見をいただいて、区のほうとしてもそういう判断をしているところでございます。

その結果がその四角の中でお示した内容になります。2番目の丸の最後のほうですね、個人番号を含まない個人情報につきましては、任意代理人の請求を認めているため、現行の規定

を適用するというので、これは前回の資料から変えたところでございます。

説明は以上です。

○内山会長 開示等の請求があったときに、今でも任意代理、文京区では任意の方に代理をするということを認めている制度で運用していると、これは今後も変わらないということによろしかろうというのが答申の趣旨ということでございます。

前回ご質問の中で任意の代理人であるかどうかの確認は確実にしていただきたいというふうなことがあったかと思えますけれども、その点はもちろん確実に行った上で任意の代理人であるということを前提に手続をするということですよ。

○総務課長 そうですね。任意代理人の、現在も個人情報の中でそういった、厳しくその辺はやっているところです。それについては今までどおりやっていくというところで、ただ、特定個人情報については任意代理人による請求をいかなる場合にも認めるという法になってはいますが、それはそのまま生かすしかないということなんです。

○内山会長 それはそうですね。申し上げているのは、個人情報でも特に機密の要するものとして法律でも取り扱われている情報でありますから、任意代理でいろいろなことができるということ自体は、それ自体、否とするものではありませんけれども、任意代理であるかどうかの確認だけは正確に行っていただきたい。

そうでないとすると、不正の任意代理だというふうな、書面でもって不正な情報が流出するということがあるかもしれない。それは防いでいただきたいということで、もちろん、任意代理を認めるべきでないということを言っているわけではなくて、任意代理かどうかのことについての確認は当然のことながら確実に行っていただきたいということで、それはもちろん、それをしないと文京区の責任の問題としてあるから、多分やっていただけるというふうに思います。

任意の代理人を認めないということになりますと、かえって開示の請求等を制限してしまうということになって、それ自体適切かどうかという問題があるので、これは、ここに書いてありますように、現行条例のままということにするということを前提に、適切な運用がもちろん図られるということが前提ですけれども、そのような形で行われるということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、このことについても、任意代理として請求ができるという現状の維持をするという形で答申文を決定するということにいたします。

それで、次は……どっちだ。

○総務課長 次は7ページの5番、利用停止請求（削除の請求、利用中止の請求）というところでございます。

○内山会長 5番ですね。

○総務課長 5番です。これにつきましても前回から特に変更した箇所はございません。前回説明したとおりでございます。特に大きな意見はなかったところだというふうに思いますけれども、前回の資料と特に変えてございません。

○内山会長 自分の特定個人情報の利用停止請求ができるという場合は、番号法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合にも請求ができるということを設けるということですが、これは、そんなことはないと思いますけれどもと言うんですが、番号法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合があると主張するのと、立証するのとどういうことになるのかという、行政の中でのことですよね。

それで、区民からして、例えば、文京区の中で不適正な取扱いがなされているということはどうやって知り得るのか、知り得なければ請求自体がないからいいんでしょうけれども、不適正だと思ふ区民がいて、文京区としては不適正な取扱いはしていないというふうに判断をしているというぐあいに利用の停止請求があった場合にはどのような取扱いになるんでしょうか。請求はあったけれども、請求は認めないという形で判断が出るということでしょうね。

○情報公開・法務担当主査 仮に、もし区民の方が法令違反の運用をしているのではないかと、そうお感じになってこの利用停止請求をした場合には、本当に法令違反の行為が行政内部であった場合には、その停止請求を認めて実際の運用、個人情報の利用を停止することになります。

一方、もし、それが区民の方の誤解で実際そういったことがなかった場合には、疑いを持たれて、停止請求自体は受け付けるんですけども、その請求に対する答えとしては、そういった事実はないので引き続き特定個人情報等を利用しますという決定をすることに手続ではなりません。

○内山会長 そうですよ。ですから、請求さえすれば全てものがとまってしまうということでしたら、それを口実に全部とめるというふうな請求もできてしまうわけですけども、そうではないということですね。事実が伴わなければ発動はされないということですね。

○情報公開・法務担当主査 はい。

○内山会長 当然のことだと思いますけれども、そのようなことだということでございます。

お願いします。

○山内委員 山内です。これ、表現の問題なんですけれども、番号法の規定に違反した不適正

な取扱いという表現なんですけれども、番号法の例があるんですけれども、番号法に違反しているということ、違法な取扱いをしているということですよ。不適正というは違法よりもちょっと広く、もっと法律には違反していないけれども、これはちょっとどうなのかなというのが含まれているように思われます。これは、そういったものまで含むという意味で「不適正」というのを使うということですか。

○内山会長 おっしゃるとおり、違法と不適當というのは、言葉とすると使い分けていますから、違法よりももっと範囲が広いのが不適當という意味だと思いますけれども、ここでは番号法の趣旨に反するような使い方をするという場合には利用制限がかかるというように、利用制限の要求自体を余り限定的に考えていないというふうな言葉として読めますけれども、そのとおりかどうかということですよ。

○総務部長 番号法の規定に違反したという書きぶりなんで、違法な取扱いというふうに解釈すべきではないかなという気がいたします。「不適正な」というと確かに少し、違法ではないけれども適切ではないみたいなことが含まれるニュアンスはありますけれども、法規に違反したというところからすると、明らかな違法の場合というふうに考えるべきかなというふうには思っております。

○内山会長 今のようなお答えでしたら、かえって「不適正」だという限定詞をなくしたほうが、番号法の規定に違反した取扱いがなされている場合にはとめろと言えただけのことのような気がしますけれども。

ただ、よくわかりませんが、限界事例のようなことがあって、違法かどうかわからなくても適切とは思われないというふうなことが仮にあったとした場合は、それは含むというふうな趣旨だとすると、番号法の趣旨、規定というのは、規定の趣旨に反した、違反というのでも反したというふうなこともかもしれませんし、範囲が広がる。

○山内委員 範囲が広がったほうが区民としては……

○内山会長 権利保護の厚いんです、それは。

○山内委員 柔軟にやってもらえそうな気がするんですけども。

○情報公開・法務担当主査 法律の規定からしますと、やはり、あくまでも番号法の関係する条文の規定に違反した取扱いということになりますので、そういう意味では、厳密に言うと、やはり法令違反の場合を想定しておりまして、さらにもう少し広い範囲の、いわゆる妥当性がないところとかそういった適正でないところは、条文からはそこまでは読み取れませんので、そういう意味では、「不適正な」という用語をとったほうがより正確な言い回しになるかと思

います。

○内山会長 前回出された資料第17号のほうでは、要するに、番号法に違反した、違反するほどひどい不適正な場合とだけ利用制限ができるというふうな書き方のように思いましたけれども、今は、資料第17号のほうの10ページの参考というところでは、①から④まで、これみんな法令違反のことを言っていますよね。

○総務部長 前回の資料の17号に、お持ちでしょうか、10ページに利用停止請求の説明があるんですけども、(1)の真ん中のあたりですか、米印のところですね、参考ということで、番号法の規定に違反した不適正な取扱いということで具体的に①から④まで掲げておりますが、いずれも法の規定に、番号法に違反した場合になっております。

○内山会長 というんでしたらば、違反してさらに不適正ということまで要件に付加する必要はない。要するに、違反すればそれはやめたほうがいいわけですよ。不適正という言葉が付加した上で限定的にするというふうな必要がないんだとすると、むしろ違反したものは全てやめたほうがいいという意味では利用停止ができるというふうにしてもいいのかもしれないけれども。

○総務部長 「不適正な」をとるということでよろしいでしょうか。

○内山会長 番号法の規定に違反した取扱いがなされている場合には利用停止請求ができるって、そのほうが明確ですよ。

○山内委員 そうすると、逆に、番号法の規定には反していないけれども、ちょっとこれはどうかなという場合にはこの利用停止請求はできないということ……

○内山会長 それはそうです。つまり、文京区の条例で利用の方法を制定することはできるわけですけども、それは番号法に基づいて条例が制定されているから、広い意味では法律に違反したという形になるのかもしれませんが、文京区の条例の制定の対応の仕方によっては、条例に違反しているけれども、法律には違反していないというようなものが仮にあったとすると、それについては利用請求ができないということまで出てくるというのがご質問の趣旨ですよ。

○総務部長 今現在の普通の個人情報についても、個人情報保護条例の規定に違反していると認めるときは区に対して利用停止請求ができるという形になっていますので、あくまでも、今は条例、マイナンバーについては法律に違反した場合は利用停止請求できるという形で自己情報のコントロール権は保障していきたいというふうに思っています。

○内山会長 ここでの理解は、法律が制定されることに伴っての改変のことだけで、もちろん、

条例に違反した取扱いの場合にも利用停止請求ができるのは当然であるということを前提の上でそのことはあえて書かなくてもいいと、そういう趣旨だということで理解してよろしいでしょうか。

○総務部長 そうですね。

○情報公開・法務担当主査 今回、今既に条例で従来の個人情報につきましては、ここで言う利用停止請求に該当するものが既に削除請求、18条、19条、利用停止請求ってあるんですけども、これも今の個人情報もそれぞれ請求ができる原因が限定的になっていまして、何らかの、削除請求であれば、区役所が個人情報を収集する際に条例違反があったときに請求が認められるというような一定の条件があります。その条件に今度マイナンバー、特定個人情報につきましては、番号法で定められたルールに違反した場合も追加でそういった取扱いができるという形になりますので、基本的には今の条例で決められているものにさらにプラスアルファで番号法違反のときにも請求ができるという……

○内山会長 そういう趣旨だということですね。

○情報公開・法務担当主査 そういう趣旨です。

○内山会長 すなわち、番号法に伴って区がまたその番号を使って利用するというような条例をつくる場合には、それは何なんだということが出てくるかもしれませんが、その条例に反した違法な取扱いについてももちろん利用制限ができるということが前提ということですね。

要するに、利用停止請求できるという場合も、法律の条文を付加したというだけのことで、それは違法なものについて、法律違反の場合だけ利用停止請求ができないというのはおかしかろうと、そういう理由だということでしょうか。

いずれにしても、「不適正な」というのは要るのかどうか、違法だとすれば、当然不適正ですよ。と思いますから、二重に制限をする必要があるかないか、ちょっと考えてもらいたい。もちろん、これを、答申を受けて条例案を策定した上議会の議決をかけるわけですから、議会の議決の中で当然ご審議をしていただいて適切な条文ができるということですから、ここではそこまで、条文の限定までは答申の趣旨としていたしませんけれども、そのような趣旨だということで理解した上で、どうでしょうか。「不適正な」というのは要る……つけておいたほうがいい……

○情報公開・法務担当主査 今日のご議論で削除する方向で。

○内山会長 なくても意味が通じますよね。法律に違反して不適正でないというのはあり得な

いんじゃないかと思えますけれども。

それでは、この部分は、「不適正な」というのは意味が不明だということですので、この部分の限定詞は除いて、規定に違反した取扱いがなされている場合はすべからく利用停止請求ができるということとして答申をさせていただくということにいたしましょうか。

そのほかのご意見は、この第5項についてございますでしょうか。

なければ、それでは、5項については、その部分について修正した上、あとはここに記載されていることを前提とした答申案とさせていただきます。

続きまして、第6項、決定後の手続等について。

○総務課長 第6項の決定後の手続等でございます。これについては、前回の資料と基本的には変えてございません。情報提供等記録のみ番号法の第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者に対して訂正があった場合は、書面により通知するという手続の規定でございます。

説明は以上です。

○内山会長 このことについては、ご意見はございますでしょうか。

書面で通知をするというところが大事なところで、電話連絡じゃだめだというふうなことですよね。決定した後の内容の通知の仕方ということですから、これが一番丁寧な通知の仕方ということになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、手続等の条項についてはそのとおりということにいたします。

費用負担についてお願いいたします。

○総務課長 続きまして8ページ、7番の費用負担でございます。こちらについても前回ご意見をいただいたところでございますが、その辺を踏まえて現在の個人情報の取扱いについても基本的には手数料を取っていないということでございますので、いわゆる実費負担分、コピー代等はいただいているところでございますが、特定個人情報についても同様の取扱いをするところと費用負担は考えてございます。

ですから、前回の資料第17号と基本的には内容を変えておりません。

○内山会長 区の当局とすれば、手数料はとらないという今の制度を維持するというこのようでございます。よろしいでしょうか。

費用負担についても、それでは、今の状況を維持するというので、ここを前提に第7項に記載されている内容を答申案文とさせていただきます。

続きまして、8、他の制度との調整。

○総務課長 8ページ、8番の他の制度との調整でございます。こちらについても、前回お示しした資料から特に変えてございません。特定個人情報につきましては、他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とするということでございます。

○内山会長 これはどういう意味なのかが、具体的にもっと説明していただけますでしょうか。他の法令による開示請求ができる場合に、そちらでやってくださいという意味ですか。

○総務部長 そうですね。選挙人名簿の閲覧だとか、住民票台帳の閲覧だとかそういうのは公職選挙法とか、住民基本台帳法とかそっちで……

○内山会長 やってくださいということですよ。

○総務部長 やってくださいということなんですけれども、マイナンバー、特定個人情報については、マイナポータルというパソコン上で自分の情報がどう使われているのかも見られますので、そういうほかの制度との調整が必要ないだろうと、そういうことでございます。

○内山会長 要するに、自己情報のコントロール自体に制限はないんですよ。手続等が他の法令に用意されていればそれを使ってください、この法律によればこの条例を使ってくださいということのようでございます。

そのように整理は従前からされているようでございますけれども、本法が適用された後もそのような制度を維持するということのようでございます。

これも特段問題はないと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ということで、答申案文につきましては、各条項ごとにご審議をいただいて、ご意見をいただいて、一部訂正すべきことがご指摘いただいた部分は訂正された上、ここにある案文をもって答申をするということとさせていただくということにいたしますが、これは、言ってみれば、今までご審議されている中で、ないしは、必要とされる条項についてご説明いただいたこととございまして、各委員の方々からこれ以外にこのようなことについて付加したほうがいいというふうなご意見等があれば、この際おっしゃっていただいてそれを付加するかどうかについてさらにご審議をさせていただくということにいたします。

どうぞ、中川委員。

○中川委員 私、この答申案は非常によくできていると思いますので、これから申し上げる私の意見をこれに付加するかどうかという、付加するだけの価値があるかどうかというのは私自身自信がありませんけれども、私は今月末で任期が切れますので、前回会長から任期が切れる委員は意見があつたら言い置いていくようにというお言葉をいただきましたので、そのお言葉に甘えまして一言申し述べさせていただきます。

この答申案にも、マイナンバー法の31条に情報保護の厳しい措置をとるようという事が書いてございますね。それに基づいて、今回の答申案の中にも最初を守るべき項目をきちっと定義されているわけです。それはそれでよろしいと思うんですけども、その後ずっと今日議論されたところを見ますと、結局、適切な情報処理を行うためのマイナンバー法と条例とのすり合わせです。運用上の齟齬がないようにするための措置ではないかと私は理解しています。

ところが、今一番心配されているのは情報漏えいの問題なんです。31条にも保護をちゃんとやれと書いてあるわけですから、私は定義するだけでいいのかなと思うわけです。例えば、情報がどういうふうに漏えいされるかという、主に2つあると思うんです。

1つは、インターネットを経由してハッキングされる。日本年金機構の場合がそうですね。それから、もう一つは、職員のモラルの低さとか、言葉は悪いけれども怠慢、それから、都内のある区であったんですけども、故意に情報を流すというような職員の資質の問題ですね。

だから、こういったところをきちっと手当てしていかないと、定義しただけではやはり十分ではないと思うんです。ちょうど前回の会議の後に年金機構の漏えい問題があつて、あれは非常に参考になる話で、特定個人情報保護評価、これを取り込んでやったにもかかわらず、ああいう情報漏えいがされてしまったということがあります。

だから、そういうことをやってもああいうことになってしまったわけですから、やはり、区としては具体的に職員教育をどうするかとか、それから、インターネットのハードウェアとファイアウォールをどういう形で構築していくかとか、何かそういった具体的なお提言があつてもいいのかなと。

もし、ここの答申案にそれが書けないのであれば、今日ここでそういう意見が出たということをお持ち帰りいただいて、内部でご検討いただければ、私としては大変ありがたいと思っております。答申案に載せるかどうかということは、会長にお任せいたします。

○内山会長 今中川委員からおっしゃったことで異論がある委員は恐らくいらっしゃらないと思いますけれども、要するに、セキュリティーを厳重にして漏せつするようなことがないということ、ないしは、職員が乱用するようなことについても戒めてそのようなことがないような体制をとるといふようなことは当然必要なこととございます。

それは各条項でご審議いただいたことではなくて、マイナンバー制度を運用するに当たってそもそも前提としてそのような整備体制が必要だという部分でございますから、答申の「記」のところ、その個人情報の漏せつが起らないような厳重な管理をするというふうなことと、ないしは、不適切な運用が起らないということについても慎重な運用をしていただくという

ふうなことは必要ですということを、文章的には中ほどのところに入れることになるんでしょうか、「適切な措置を講ずることが求められます。」という部分について、さらにそのことを明文で指摘した上で答申をさせていただくということにさせていただければと思いますけれども、中川委員、そのようなことでよろしいでしょうか。

○中川委員 お任せいたします。

○内山会長 案文にないことですので、要するに、情報のセキュリティーをちゃんとしてくださいということですので、それは付加するということがご了承いただけるでしょうかということです。

それでは、その部分については付加するということとして決定をさせていただくということにいたします。案文は、ですから若干の修正をさせていただくということになります。

そのほかにご意見があれば、さらにおっしゃっていただきたいです。

これは私からなんですけれども、案文に付加したりなんかするということは全く考えてはおりませんけれども、先ほど総務部長さんが、他の情報をマイナンバー情報の中に付加した場合には別途の手続が必要になるというふうなことをおっしゃいましたけれども、その反対の場合です。

マイナンバー情報からマイナンバーの部分を削除するとマイナンバー情報ではなくなってきて、それを乱用するということになるということについては制限があるのかなのかということ、ほかの情報を付加するとマイナンバー情報になるというようなことはありますけれども、番号さえ外せばどのように処理してもあとは勝手だというわけにはいかないだろうというふうに私は思っているんですけれども、どのようなことが起こるとそういう不適切なことが起こるかということについて、そもそもそういう事務を行ったことがないものですからわからないので、これは将来的な課題といいますか、そんな乱用、定義を外しさえすれば乱用が起こる、乱用しても許容されるというふうなことがないようにお考えいただいておりますのは、そう思っているというだけのことで、答申案文等に反映するというのは若干難しいことでしょうか、今はいたしませんけれども、意見として申し上げておきたいなと思いました。

それでは、ほかにご意見がなければ、諮問第23号を前提にお考えをいただきますけれども、まず、答申案文については、先ほど中川委員がご発言いただいた趣旨を踏まえて、案文の中に付加して入れるというふうなこと、それから、あとは、7ページでしたっけ、5の利用停止請求の中の「法に違反した」の後の「不適正な」という部分は、これは限定詞なんだろうけれども、この限定詞は削除した上で「違反した取扱いがなされている場合には利用停止請求がで

きる」ということとして答申をさせていただくというふうなこと、その2点の修正をさせた上、答申をさせていただくということにいたしますけれども、もう一つはご提案でございます。

削除する部分については、削除するというだけでございますからご了承いただいたということでございますが、中川委員がおっしゃった趣旨を答申の「記」の中の文章の中に入れるということになりますけれども、作文といいますか、文章化することにつきましては、できれば会長の私に一任をさせていただいて、その趣旨に合うような文案をさせていただいて答申をするということとさせていただきたい。

ということで、そういう答申をするということでご決定いただいてよろしいかどうかということでお諮りさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、具体的な案文につきましては事務局と相談した上で会長の私に一任をさせていただいて、ただいまご審議いただいた内容に沿った答申ということにさせていただきます。

答申案文ができて答申をしていただく際には、それぞれの委員にその結果をご報告させていただくということにさせていただきます。

ということで、本日は諮問についての答申について、そのような形で決定をするということとさせていただきます。

続きまして、今日の予定とすると、その他ということになりますけれども、何かあるんでしょうか。

○総務課長 それでは、当審議会の委員の任期、先ほどお話ありましたが、この6月末で任期満了となります。本日が最後の審議会ということになります。この2年間、制度の適正な運用のためご尽力いただきましてまことにありがとうございます。引き続き、区政へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

その他としては以上でございます。

○内山会長 これが今期の任期とすると最後、ですから、任期中に答申をいただいたという、各委員のご協力いただいて答申をすることができましたということで、私のほうからも御礼を申し上げさせていただきます。

それでは、ほかにご発言がございましょうか。

3 閉会

○内山会長 なければ、これをもって閉会とさせていただきます。ご参集いただきましてあり

ありがとうございました。